

平成24年上尾市教育委員会6月定例会 教育長報告1

所属名 教育総務部 総務課

<p>件 名</p> <p>平成23年度行政文書の公開に係る実施状況について</p>	
<p>内 容 説 明</p> <p>上尾市においては、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を請求する権利を定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、及び市民による市政の参加の充実を推進し、公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的に、平成11年12月に上尾市情報公開条例を制定し、平成12年4月1日から施行しています。</p> <p>教育委員会は、市の実施機関の一つとして、市民の行政文書の公開を求める権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報が十分保護されるよう配慮し、行政文書の公開を実施しているところです。</p> <p>平成23年度における行政文書の公開に係る実施状況について取りまとめましたので、添付資料のとおり報告します。</p>	
添付資料	添付資料名
<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	平成23年度 行政文書の公開に係る実施状況 (2頁～ 3頁)

●平成23年度行政文書の公開に係る実施状況

1 平成23年度 行政文書の公開の請求及び申出の受付件数及び処理件数

受付区分	受付件数			平成23年度処理件数					年度末未処理件数
	平成23年度の受付件数	前年度からの繰越件数	計	公開	部分公開	非公開	取下げ	計	
請求	4	0	4	2	1	1	0	4	0
申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	4	0	4	2	1	1	0	4	0

- ※1 「請求」とは、上尾市情報公開条例第5条各号に掲げる者からの行政文書の公開（同条例の施行日である平成12年4月1日以後に実施機関が作成し、又は取得した行政文書の公開に限る。）の請求をいう。
- ※2 「申出」とは、平成12年4月1日前に実施機関が作成し、又は取得した行政文書の公開の申出及び上尾市情報公開条例第17条に規定する者（市内に住所を有する者以外の者）からの行政文書の公開の申出をいう。

2 行政文書の公開の請求及び申出の概要

1	区分	請求	受理年月日	平成23年6月1日	請求者の区分	市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
	又は内容 行政文書の名称	(1)平成22年度外国人指導助手（ALT）に関する業務委託契約書 (2)平成23年度外国人指導助手（ALT）に関する労働者派遣契約書及び業務仕様書				
	決定の区分	部分公開	決定年月日	平成23年6月3日		
	部分公開の理由	第7条第2号個人情報、第7条第3号法人情報				

2	区分	請求	受理年月日	平成24年1月25日	請求者の区分	市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
	又は内容 行政文書の名称	「小中学校等事務の共同実施に関するアンケート」（市町村教育委員会用）について、上尾市教育委員会から埼玉県教育委員会に提出された内容が判別できる文書、メモ、テープ類。				
	決定の区分	全部公開	決定年月日	平成24年2月6日		

3	区分	請求	受理年月日	平成24年1月25日	請求者の区分	市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
	又は内容 行政文書の名称	「小中学校等事務の共同実施に関するアンケート」(学校事務職員用) 上記にかかわって各学校から提出されたアンケートの内容が判別できる文書、メモ、テープ類(アンケートの控えがあれば、提出された市内全校分)				
	決定の区分	全部公開	決定年月日	平成24年2月6日		

4	区分	請求	受理年月日	平成24年1月25日	請求者の区分	市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
	又は内容 行政文書の名称	平成23年11月18日に開催された「平成23年度埼玉県市町村教育委員会教育長研究協議会」で配布された資料3頁、4頁に示されている参考例に基づいて上尾市教育委員会が検討(作成)した「上尾市立小・中学校等事務の共同実施要綱(案)」(上記に類した名称の要綱を含む)についての起案書、起案にかかるメモ、テープ類(電子媒体保存のものは、プリントアウトしたものを含む)				
	決定の区分	非公開	決定年月日	平成24年2月6日		
	非公開の理由	文書不存在				